

議案第 28 号

平 23 都市計画第 1028 号
平成 24 年 (2012 年) 2 月 3 日

山口県都市計画審議会
会 長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 二 井 関 成

山口都市計画土地区画整理事業及び小郡都市計画土地区画整理事業の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画土地区画整理事業を変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山口都市計画土地区画整理事業及び小郡都市計画土地区画整理事業の変更 (山口県決定)

小郡都市計画土地地区画整理事業小郡駅南土地地区画整理事業を次のとおり変更する。

山口都市計画土地地区画整理事業

名 称		小郡駅南土地地区画整理事業				
面 積		約71.1ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称		備 考	
		幹線街路	3・3・26	仁保津小郡開作線		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
			3・3・27	新山口駅前田線		
			3・4・28	新山口駅昭和通り線		
			3・4・29	船倉中開作線		
	特殊街路	8・7・1	南北駅広線			
	区画街路については、上記幹線道路の補助として、交通の円滑、安全を確保し、宅地の利用増進を図るため幅員4～12mの道路をそれぞれ配置する。					
	公園及び緑地	種 別	名 称		備 考	
		近隣公園	3・2・5	緑公園		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		街区公園	2・2・45	高砂公園		
2・2・46			大江公園			
2・2・47			黄金公園			
2・2・48			花園公園			
2・2・49	若草公園					
公園については、区域面積の3%以上を確保することとし、近隣公園を1箇所、街区公園を5箇所設置し、居住環境の一層の向上を図る。						
その他の公共施設	公共下水道を整備し、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に努める。					
宅地の整備	土地利用については、用途地域は商業地域、住居地域、準工業地域が指定又は指定予定であり、これに整合するように街区の広さは適正に配置を図り、宅地の利用増進を図る。					

理 由

都市計画区域の変更に伴い、都市計画土地区画整理事業の名称を変更しようとするものです。
また、都市公園法施行令の改正等に伴い、公園の種別、公共施設の名称及び公共施設の配置に関する記載事項の整理を行います。

